

社会教育施設の整備方針について

社会教育施設につきましては、本町における人づくり、まちづくりにとって非常に重要な施設であることから、その建設を進めていくこととしてまいりましたが、町ではこのたび、次のとおり整備方針をまとめました。

今後、基本的にはこの整備方針に沿って施設整備を進めていきますが、できるだけ多くの町民の皆さまから「意見をいただきながら進めていきますので、町民の皆さまのご理解とご協力をお願いします。」

なお、この整備方針については、5月～7月に各行政区で開催する「地域懇談会」の中で説明する予定です。

■問い合わせ先…まちづくり推進課 ☎46-5578

施設の整備方針

本町においては、人口規模や財政規模などから、体育館、公民館、図書館、文化ホールをそれぞれ単体で、同時期に建設していくことは困難であります。また、社会教育活動を効果的に推進するためには、機能を共有できる複合施設の建設が望ましいと考えています。

優先順位と概要

①公民館・図書館・文化ホール(併設)
 ②体育館
 ③文化ホール

また、総合計画および財政計画に位置づけたうえでの整備が必要であり、特に財政面を考慮し、次のとおり優先順位を付し、施設の順次整備していきます。

- ▼ などを考慮した場合、現状としては代替施設がない状況であり、本町の社会教育活動が停滞し機能しない事態を避けるためにも、優先的に整備します。
- ▼ 平成29年度に、建設に向けた検討(施設の規模、建設場所など)を開始し、地区懇談会などにおいて町民の皆さまからご意見をいただくとともに、財政計画に位置づけた上で建設年度を含めた建設計画を決定します。
- ▼ 建設にあたっては、各種助成制度や起債の活用を基本としますが、合わせてPPP・PFIなどの民間活力の活用も検討します。
- ▼ 教育活動・生涯学習の拠点、地域コミュニティ形成の拠点とし、町民誰もが行きやすい施設として整備します。
- ▼ 公民館と図書館を併設し、学習スペースなどを共有するなど施設を有効に活用します。
- ▼ 町民の皆さまが会議などで活用できる施設とします。(町役場の開放は見直します。)
- ▼ 基本は公民館と図書館としますが、小ホールのなスペース(300席程度の確保も検討します)。
- ▼ 建設場所については、町中心部を検討します。
- ▼ 依然として不足している現状ではありますが、当面、長島体育館および学校体育館(計4施設)を利用調整しながら活用していきます。
- ▼ 建設にあたってはPPP・PFIなどの民間活力の活用を目指し、その運営にあっても民間活力の導入を目指します。
- ▼ 平成29年度に、建設に向けた検討(施設の規模、建設場所など)を開始します。
- ▼ 民間資金の活用が見込めるなど、財政上も整備可能な条件が整った場合は、早急に整備します。
- ▼ 以前の建設計画(施設規模などは踏襲せず、ゼロベースから検討します)。
- ▼ トレーニングジムなどを併設するなど、集客を見込める施設を検討します。
- ▼ 建設場所については、町内全域から候補地を検討します。
- ▼ 財政計画上から、直近での建設は厳しいため、公民館・図書館、体育館の建設を優先し、今



老朽化が進む町公民館

後の課題として検討します。

▼ 芸術、文化活動については、当面、これまでどおり平泉小学校体育館などを活用します。

▼ 将来的には、300人規模までの集会は新公民館・図書館併設のホールで、500人規模までの集会は平泉小学校体育館で、500人を越える集会は新体育館を利用するなど、集客規模に応じて使い分けをしていきます。

【PPP・PFIとは?】
 公共施設などの建設・維持管理、運営などを民間の資金、経営能力および技術的能力を活用して行う手法です。

民間の資金、経営能力、技術的能力を活用することにより、町の事業コスト(財政負担)の縮減や、より質の高い公共サービスが提供できるなどのメリットがあります。

地域懇談会を開催します

～みんなの声が届く町政を目指して～

町では、本年度、行政区単位での地域懇談会を下記の日程で開催します。

社会情勢が厳しさを増す中、当町の発展には、住民と行政が一体となって進める協働のまちづくりが不可欠です。多くの住民が主体的にまちづくりに参加し、意見などをまちづくりに反映できるよう、住民と行政の対話の機会になれば幸いです。

皆さんの参加をお待ちしています。

■日程と場所…別表「地域懇談会の日程と会場」のとおり

■時間…19:00～20:30

■テーマ…重点事業と社会教育施設の方向性について

■問い合わせ先…まちづくり推進課 ☎46-5578



2015年に開催された地域懇談会の様子

別表「地域懇談会の日程と会場」

期日	行政区	会場	期日	行政区	会場
5月23日(火)	1区	瀬原公民館	7月3日(月)	12区	12区公民館
5月24日(水)	2区	2区公民館	7月4日(火)	13区	13区公民館
5月26日(金)	3区	戸河内コミュニティセンター	7月5日(水)	14区	14区公民館
5月30日(火)	4区	4区ふれあいセンター	7月10日(月)	15区	長部地区交流センター
5月31日(水)	5区	下達谷公民館	7月13日(木)	16区	16区公民館
6月19日(月)	6区	上平泉公民館	7月18日(火)	17区	俄坂公民館
6月20日(火)	7区	7区公民館	7月24日(月)	18区	18区公民館
6月23日(金)	8区	大佐公民館	7月25日(火)	19区	コミュニティセンター潤いの郷 悠悠
6月26日(月)	9区	佐野公民館	7月26日(水)	20区	20区コミュニティセンター
6月27日(火)	10区	祇園公民館	7月31日(月)	21区	21区ふれあいセンター
6月30日(金)	11区	役場2階201会議室			

情報公開条例・個人情報保護条例の運用

▷平成28年度の行政情報開示請求

	町長	議会	教育委員会	選挙管理委員会	監査委員	農業委員会	固定資産評価審査委員会
請求件数	3	0	0	0	0	0	0

※情報公開制度とは、町民の知る権利と町政への参加を推進し、開かれた行政の実現を図るため、行政情報を公開する制度を指します。

平泉町情報公開条例および平泉町個人情報保護条例に基づき、条例の運用状況を以下のとおり公表します。

■問い合わせ先…まちづくり推進課 ☎46-5578

▷平成28年度の個人情報開示・訂正請求

	町長	議会	教育委員会	選挙管理委員会	監査委員	農業委員会	固定資産評価審査委員会
請求件数	0	0	0	0	0	0	0

※個人情報保護制度とは、個人の権利利益の侵害の防止を図るため、個人情報を公開する制度を指します。